

令和元年（ネ）第663号 請求異議控訴事件

控訴人 国

被控訴人 平方 宣清ほか47名

意見陳述（要旨）

2020年（令和2年）2月21日

福岡高等裁判所 第2民事部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 紫藤拓也

1 長期間の経過が被控訴人らにもたらしているもの

私たちの「よみがえれ！有明海訴訟」が提訴されたのは、平成14年11月です。私は、55期、平成14年の弁護士登録ですので、この訴訟に最初から関わり、既に17年を経過しました。この間、有明海の多くの漁業者と実際に会って、その被害を見聞きしてきました。漁業継続をあきらめる人が続出し、不漁を苦にした自死事件や漁業者が自分のみならず実母とともに命を断つという心中事件も起きましたし、組合員数が定数を割り、組合が消滅するという事件までも起きました。

被控訴人らの漁業行使権は、いうまでもなく生活の基盤に関わる重要な権利です。そしてそれに基づく妨害排除請求権は、妨害状態の存する限り、当該漁業行使権から不断に発生し続ける権利です。期間の経過というのは、それだけ、漁業者にとって、日々の生活を脅かされる事態が継続するということであり、想像を絶する被害です。

しかも、漁業の継続は、組合員の資格要件ですので、今もなお戦っている漁業者というのは、将来の漁場改善のために、あきらめずに漁業被害に耐え続けている人たちです。

2 被控訴人らが目指すもの

その漁業者の願いは、宝の海といわれた良好な漁場環境を復活させることです。潮受け堤防がもたらした海洋構造の悪化とそれがもたらす被害に対し、撤去を求めるのではなく、防災や営農にも配慮し、影響の少ない開門によって、被害を低減させ回復へと転じさせることを望んでいます。そして、本件各確定判決を勝ち取った後も、その実現のためには、当然ですが、開門に反対している方々の不安にも配慮したいと考えて、開門方法については3-2開門を提案し、防災や営農に不安のない対策工事を採るよう国に求めています。

3 控訴人の確定判決後の対応

これに対して、開門判決が確定から、既に8年以上の月日が経過していますが、国は、未だにその履行をしませんし、前提となる対策工事にも着手しようとしません。

それどころか、国は延々と不要な環境アセスの手續を続け、開門差止訴訟においては、確定判決を履行するために同訴訟での勝訴を目指すべきであるのに、真摯に立証活動を行わないだけでなく、開門を求める漁業者らが補助参加して行った主張を妨害してきました。漁業者の目には、国は、当初から確定判決を真面目に履行するつもりはなく、あえて負けることで、義務の衝突という状況を作り出したかったのだと映っています。

そして、突然、国が、確定判決に至る経過を無視した形式論（漁業権消滅論）を主張し始め、それを福岡高裁が認めたときは、司法に対する信頼まで揺らぎました。それが誤りであるのは、明らかでしたので、最高裁で破棄されました。漁業者の真の希望は、最高裁での和解協議でしたが、差戻しとなって、応訴の負担を強いられ続けることになっています。

4 本件差戻審の役割

最高裁の補足意見は、本件各確定判決が漁業行使権に基づく開門請求を認める判断の前提とした諸事情（漁獲量の減少の程度、本件潮受堤防の災害防止機能の必要性等）は流動的であるという指摘をしています。

そして、本件各確定判決は、「将来的に漁業行使権の妨害を回避する措置として本件各排水門の常時開放よりも適切なものが発見、開発され、上記請求権の成否及び内容を基礎づける事実関係が変動する可能性があ」との指摘をしています。しかし、未だに「排水門の常時開放よりも適切なもの」については、発見、開発されていません。

他方、本件潮受堤防の災害防止機能の必要性については、営農の実情も考慮されなければなりません。新干拓農地の農業者は、長崎県と国が描き出した営農計画を信じて多額の投資をして入植しました。しかし、平成20年4月当初に42経営体で始まった干拓農地の営農者の中からこれまでに12もの経営体が離脱し、残った営農者の中からは、損害賠償や、調整池を有害として開門を求める訴訟までもが提起されています。新干拓農地では、調整池の水が使えず、排水不良と地盤沈下によって、対策なしには営農の継続に支障を来している状況です。後背地の旧干拓農地の農業者も農業用水が不足し、湛水被害にさらされています。農業者もまた干拓事業の被害者なのです。したがって、開門に反対している方々に対しても、国は責任をもって対策を講じるべきです。このように本件潮受け堤防の防災機能は、限定的であり、潮受け堤防の締め切りがかえってカモの食害や冷害・熱害の原因になっているという事情もあり、それらは本件事業の公共性ないし公益性を大きく減殺する事情であるというべきです。

かつて、本件各確定判決を言い渡した古賀コートは、国による事前対策が講じられる準備期間を設けて開門を認めつつ、その同じ日に、

「干拓農地における営農が開始されてから2年余りしか経たない現時点（口頭弁論終結時）において、・・・営農計画が破綻しているということとはできない」として、公金支出差止等を認めませんでした。古賀コートは、その時点で、その後、国が必要な対策を行うことを前提として営農と漁業の両立を調整した見事な判断でした。

しかし、国は、その後、営農にも漁業にも必要な対策を講じておらず、農業者も漁業者も被害を受け続けています。

最高裁の補足意見に従えば、この差戻審では、本件各確定判決が漁業行使権に基づく開門請求を認める判断の前提とした諸事情について、自然環境や社会環境は変動していく性質を有するとして、総合的な利益考慮をすることになります。したがって、国が主張するように変動する事情によって対策工事が事実上困難になっているのであれば、その一つ一つを具体的に明らかにした上で実効性のある対策についても検討していくことになります。その審理は、まさに漁業、農業、防災の利益調整を図る作業であって、和解にむけた作業として利用可能なものです。

現在、諫早湾内の漁業者の2陣3陣訴訟、そして新たな4陣訴訟、さらには営農者の開門訴訟と訴訟が続いており、被害が続く限り、考慮されるべき事情に終わりはありません。そのような長い法的紛争を続けるよりも、幸いにして、最高裁の補足意見に従えば、対立しているとされている利益を今一度調整し解決を行う絶好の機会です。

司法の紛争解決機能がまさに発揮されるべき時であり、本件差戻審が、漁業、農業、防災を調整した最終解決になるよう、訴訟進行していただきたく思います。

以上